

決 裁	保 険 課 長		
		未返納	証返納

任意継続組合員資格喪失申出書

任意継続組合員の記号・番号	—	旧所属機関名	
任意継続組合員氏名	ふりがな	男・女	<input type="checkbox"/> 「資格喪失証明書」を希望します。
資格喪失理由に○を付し、該当日を記入してください。		喪失理由に応じた添付書類を添付してください。	
喪失理由	<ul style="list-style-type: none"> ・就職等により他の健康保険に加入した ・家族の健康保険の被扶養者になった (資格取得日) 年 月 日	※ 他の健康保険の資格取得日がわかる書類(新しい健康保険の資格情報通知書のコピー等)を添付してください。 資格喪失日: 資格取得日	
	死亡したため (死亡日) 年 月 日	※ 死亡日のわかる書類を添付してください。 資格喪失日: 死亡日の翌日	
	資格喪失を希望する (喪失希望日) 年 月 日	国民健康保険に加入する場合や、資格喪失後に家族の被扶養者となる場合はこちらを選択してください。 資格喪失日: 申し出のあった月の翌月1日	
<p style="text-align: center;">上記のとおり任意継続組合員でなくなることを希望しますので申出ます。 の資格を喪失しました</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">山口県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p style="text-align: center;">組合員(申出者)住所 〒</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">(電話番号) — —</p>			

記入上の注意

1. 任意継続組合員の資格喪失手続きをするときは、この申出書と共済組合から交付された証等を返納してください。

- ・資格確認書(任意継続)
 - ・高齢受給者証 ・限度額適用認定証 等
2. 共済組合から交付された証等を紛失等して返納ができない場合は、「紛失届」を提出してください。
3. 太枠線内を全て記入してください。
 任意継続組合員の記号・番号が不明なため該当欄に記入できない場合は、共済組合が定める「個人番号申告票」の添付に代えることができます。
4. 「資格喪失証明書」が必要な場合は、該当欄の□にチェックをしてください。

※ 共済組合使用欄

未経過掛金の還付	有 ・ 無
還付の額	別添計算書のとおり
還付請求書送付日	・ ・
還付請求書受付日	・ ・
還付した日	・ ・